

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年2月17日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年1月25日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成28年1月25日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 19,680円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 41歳女性
- 3 事故の概要
平成27年11月22日午後6時30分頃、市道城山医王谷中山線を自動車で北進中、道路上にできた陥没に前輪がはまり、タイヤが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 19,680円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 41歳女性

3 事故の概要

平成27年11月22日午後6時30分頃、市道城山医王谷中山線を自動車で北進中、道路上にできた陥没に前輪がはまり、タイヤが損傷した。